⑸　低入札価格調査　上記５⑷ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、見積価格がこれを下回る場合は、見積手続を保留し、当該見積者を対象として低入札価格調査を行う。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⑼　上記２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑽　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は令和２年９月18日（金）を予定する。
⑾　詳細は説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Shinmeishin Expressway Joyo Nashima District Road Detailed Design
⑷　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 31 August 2020
⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 16 October 2020
⑹　Time limit for the submission of tenders : 11 : 00 A.M. 30 November 2020
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑻　Contact point for tender documentation : Kiyoko Nakagawa, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13 Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567―0871 Japan. Tel. 06―6344―9242 Fax. 06―6344―9913

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和２年８月17日
西日本高速道路株式会社　九州支社
支社長　松田　　均
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40
○第 21 号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　令和２年度　九州自動車道　久留米高速道路事務所管内建築設計・施工管理業務
⑶　業務箇所
【設計業務】
九州自動車道
自）福岡県久留米市
至）福岡県久留米市
【施工管理業務】
［現場及び管理用事務室］
福岡県久留米市東合川５―11―57
（久留米高速道路事務所）
⑷　業務内容
①　設計業務　本業務は、西日本高速道路株式会社九州支社　久留米高速道路事務所の改築実施設計を行うものである。
②　施工管理業務　本業務は、西日本高速道路株式会社九州支社　久留米高速道路事務所が所掌する（仮称）令和３年度　九州自動車道　久留米ＩＣ管理施設改築工事の実施にあたり、設計業務の照査、工事発注のための数量算出などの工事発注準備及び積算準備、施工状況の確認、検査関係への立会いを行うものである。
⑸　履行期間
①　設計業務　契約締結日の翌日から令和３年11月30日
②　施工管理業務　令和３年12月１日から令和４年６月30日
⑹　令和４年７月１日以降の取扱い
本業務は、令和４年７月１日以降も行う場合がある。
令和４年７月１日以降の業務の実施にあたっては、発注者が行う本業務の業績評価及び発注者が提示する令和４年７月１日以降の工事計画等に対して、受注者が作成する業務執行体制を勘案し、本業務の実施者と随意契約をする場合がある。
なお、令和４年７月１日以降の業務量の目安は以下に示すとおりとする。
・施工管理業務　１式
2　技術提案書の提出者に要求される資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（建築設計及び建築施工管理）の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域４」において、入札参加資格停止を受けていないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　本業務手続開始の公告日において、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所施設第二課において、施工（調査等）管理業務の受注者ではないこと。なお、当社の他の施工管理業務に配置されている管理技術者または業務責任者について、当該業務への応募のために履行中業務の変更を求めることは認めないものとする。
⑹　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣　組合の理事
㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。